

# 公 告

森林管理署等において発注する造林及び素材生産の請負契約に係る一般競争入札へ参加するために必要な資格については、「競争参加者の資格に関する公示（平成19年1月10日）」（以下「資格に関する公示」という。）に定める資格とし、具体的には下記によることとします。

平成19年7月31日

四国森林管理局長 中山 尊 裕

## 記

### 1 資格の種類

契約の種類ごとに必要とされる資格の種類は、次の資格とします。

造林請負契約（治山事業として行う森林整備事業を含む）に必要な資格  
資格に関する公示の1に掲げる（3）役務の提供等（その他）

素材生産請負契約（伐採系の森林整備事業を含む）に必要な資格  
資格に関する公示の1に掲げる（1）物品の製造（その他）

### 2 競争参加地域

資格に関する公示の別記2に定める地域とします。

### 3 当該資格に基づく一般競争入札開始時期

当該資格に基づく一般競争入札を開始する時期については、改めてお知らせします。